

議案第21号

大網白里市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月20日提出

大網白里市長 金坂昌典

大網白里市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

大網白里市社会教育委員に関する条例（昭和45年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和24年法律第207号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「規定に基づき」を「規定により」に改める。

第3条第2項中「12人以内」を「16人以内」に改める。

第6条を次のように改める。

（職務）

第6条 委員は、法第17条に規定する社会教育に関する事項のほか、大網白里市立公民館の運営に関する事項、大網白里市立図書室の運営に関する事項その他の社会教育に関連する事項について審議を行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、改正後の大網白里市社会教育委員に関する条例第4条の規定にかかわらず令和9年3月31日までとする。

（大網白里市公民館設置及び管理等に関する条例の一部改正）

3 大網白里市公民館設置及び管理等に関する条例(昭和45年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

(大網白里市図書室設置管理条例の一部改正)

- 4 大網白里市図書室設置管理条例（昭和62年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1中公民館運営審議会委員及び図書室協議会委員の項を削る。